

○海部地区急病診療所組合議会公印規程

(平成21年8月24日)
(議会規程第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、海部地区急病診療所組合議会の公印に関し、必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 公印は、朱印とし、その文字、形式、寸法、書体及び用途は、別表のとおりとする。

(保管)

第3条 公印は、局長が保管する。

(公印台帳)

第4条 局長は、公印台帳を作成し、すべての公印について作成若しくは改刻又は廃棄等の都度必要な事項を登載しなければならない。

(作成及び改刻)

第5条 公印を作成し、又は改刻しようとするときは、議長の決裁を得なければならない。

(使用)

第6条 公印を使用するときは、必ず原議を保管者に提示し、承認を得なければならない。

第7条 この規程に定めるもののほか、公印について必要な事項は、海部地区急病診療所組合公印規程(昭和61年訓令第1号)の規定の例による。

附 則 (平成21年8月24日規程第1号)

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

公 印 名	印 影	書 体	寸 法 (ミリメートル)	用 途	備 考
議 会 議 長 印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 海 部 地 区 急 病 診 療 所 組 合 議 会 議 長 印 </div>	てん書	20 × 20	議 会 用 公 文 書 用	
議 会 副 議 長 印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 海 部 地 区 急 病 診 療 所 組 合 議 会 副 議 長 印 </div>	てん書	20 × 20	議 会 用 公 文 書 用	